

## 本市処理施設の受入基準

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第10条に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする（ただし条例23条に規定する告示産業廃棄物等を含む）。

搬入者は、本市処理施設のいずれにおいても、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

### 共通基準

- 1 有害性のある物  
硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒剤等の農薬、水銀等
- 2 危険性のある物  
ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、穴のあいていないスプレー缶、鋭利な物等
- 3 引火性のある物  
ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
- 4 著しく悪臭を発する物  
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
- 5 特別管理一般廃棄物  
エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるPCB使用部品、感染性廃棄物等
- 6 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器廃棄物【エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】
- 7 液状の物
- 8 著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物  
（飛散性を有する物は、丈夫な袋等による梱包、水打ち等の前処理を行った物を除く）  
水性塗料、界面活性剤、おが屑、各種粉末等
- 9 動物の死体
- 10 施設管理者が定める大きさ又は重さ以上の物
- 11 その他処理施設若しくはその周辺を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

## 焼却処理施設の受入基準

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第10条に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする(ただし条例23条に規定する告示産業廃棄物等を含む)。

### 《受入不適物》

- 1 可燃物で、最大辺が概ね1メートルを超える物
- 2 最大辺が、概ね30センチメートルを超える金属類、コンクリート片を含む複合物
- 3 厚さが概ね30センチメートルを超える物  
なお、廃木材及び木の根については、その最大部分の厚さがおおむね20センチメートルを超える物
- 4 大量の不燃物  
ブロック・レンガ・コンクリート片・土砂・ガラス類・金属類等
- 5 粗大物  
タンス・オルガン・ピアノ等
- 6 著しく含水率の高い大量の廃棄物  
厨芥類及び十分な水切り等の前処理を行った物を除く
- 7 1～6に掲げる物の他、焼却処理に支障をきたす物  
可燃物であってもロール状の物、ひも状、帯状の物(概ね1メートルに切断、袋詰め等の前処理を行った物を除く)、強固に緊縛した物、大量のプラスチック類、ゴムくず、パチンコ玉等の鋼球類等

## 破碎処理施設・設備の受入基準

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第10条に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする(ただし条例23条に規定する告示産業廃棄物等を含む)。

### 《受入不適物》

- 1 不燃物については、2 m × 2 mを超える物(ただし、舞洲破碎については、2×1.5mを超える物)
- 2 可燃物については、2 m × 2 mを超える物
- 3 可燃物・不燃物の混載(積合せ)禁止

### 《具体事例・具体品目》

#### 受 入 不 適 物

- 1 単車(ミニバイク含む)
- 2 コンクリート・レンガ・土砂類
- 3 タイヤ
- 4 大型冷蔵庫・冷凍庫
- 5 大型金庫
- 6 ワイヤロープ
- 7 電線・ケーブル
- 8 長尺物(2m以上)
- 9 肉厚の鋼材・鋼管
- 10 積層ロール
- 11 モーター・エンジン・ポンプ
- 12 散髪用椅子
- 13 化学繊維
- 14 プラスチック製品単品
- 15 ガラス製品・陶器製品
- 16 金網フェンス
- 17 石膏ボード
- 18 FRP製品
- 19 鉄塊(プレス品)
- 20 パチンコ台・付属品及びゲーム機(事業用)
- 21 動力付き農機具
- 22 水泳用コロボ